

◆保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です（申し出によって「口座振替」も可能）。

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する方は「年金天引き」の対象となりませんので、「納付書」か「口座振替」で納めてください。

※社会保険料控除は「年金天引き」の方は本人、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます

- (1) 介護保険料が「年金天引き」されていない方
(年金額が年額18万円未満の方)
- (2) 介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分以上を超える方
- (3) 新たに制度に加入された方の半年の期間

納付書払いの方で「口座振替」を希望される方は、郵便局か渡島信用金庫にてお申し出ください。

※お申し込みに必要なもの
本人の保険証、お支払いする口座の預金通帳とお届け印

■保険証が新しくなります（橙色→黄色）

現在、ご使用の橙色の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届いたら黄色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和6年7月31日です
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、民生課健康保険係までお申し出ください

新しい保険証は黄色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 7月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発給開始日	平成 20年 4月 1日
発給期日	平成 20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに被保険者の名簿及び印	300110000
	北海道後期高齢者医療広域連合 公印(紫)

■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、

限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（水色→黄緑色）

現在ご使用の水色の減額認定証と限度証の有効期限が、7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は、7月中に減額認定証と限度証を交付しますので、8月1日からは黄緑色のものをご使用ください。

新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、民生課健康保険係へ申請してください。

※有効期間は1年間です

◆減額認定証の交付対象……次の区分Ⅰか区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除
	○老齢福祉年金を受給されている方

往期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発給期日	〇〇年 8月 1日
適用区分	区分Ⅱ
発給開始日	〇〇年 8月 1日
発給期日	〇〇年 8月 1日
保険者番号並びに被保険者の名簿及び印	300110000
	北海道後期高齢者医療広域連合 公印(紫)

◆限度証の交付対象……次の3区分のうち、現役並みⅠか現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

新しい減額認定証と限度証は黄緑色です

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発給期日	〇〇年 8月 1日
適用区分	現役Ⅱ
発給開始日	〇〇年 8月 1日
発給期日	〇〇年 8月 1日
保険者番号並びに被保険者の名簿及び印	300110000
	北海道後期高齢者医療広域連合 公印(紫)

▼お問い合わせは、北海道後期高齢者医療広域連合（011-290-5601）、役場民生課健康保険係（7-5290）へ。